平成２６年（フ）第１４５号
岐阜市永楽町２丁目14ＫＭコート202号室、住民票上の住所岐阜県羽島市上中町長間90番地１
債務者　青木　篤子
1　決定年月日時　平成26年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸野部勝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月29日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５７１号
横浜市保土ケ谷区狩場町454番地58グッドパレス保土ケ谷101号
債務者　小澤多美子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田上　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１９２号
千葉県船橋市薬円台４丁目16番３―201号
債務者　川嶋　健一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４１９号
愛知県半田市瑞穂町１丁目１番地の12　メゾン近藤Ａ号
債務者　三宅　直也
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２６号
愛知県長久手市長配３丁目234番地　パティオ長久手２―103号
債務者　恩田　正直
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０４号
兵庫県加古川市加古川町平野24番地の１加古川グリーンシティＢ―1209号
債務者　柴田　隆一
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０６号
兵庫県姫路市博労町127番地朝日プラザ船場501号
債務者　松岡　妙子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３４号
兵庫県姫路市野里940番地　レオパレスサンライト103号、従前の住所大阪府大阪市淀川区塚本１丁目３番31号
債務者　長谷川由美子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１４８号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗1974番地160
債務者　上吉川千秋
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１５９号
兵庫県赤穂郡上郡町高田台４丁目11番７
債務者　大林　　明
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７３号
奈良県大和高田市春日町１丁目２番21号
債務者　久積　　稔
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
奈良県橿原市北妙法寺町124番地の３　大宮ハイツ２―202号
債務者　古平　榮子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
高知県吾川郡いの町枝川2883番地１
債務者　井上　涼子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８号
秋田県湯沢市秋ノ宮字川井65番地
債務者　栗田　信隆
1　決定年月日時　平成26年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１１１５号
大阪市西成区南津守６―３　南津守第２住宅２―1204、住民票上の住所大阪市中央区瓦屋町２丁目18番４―305号
債務者　闕　　泰廣
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１２８号
大阪市中央区上本町西１丁目４番12号　久米文化102号
債務者　皿谷タクシーこと　皿谷　泰廣
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１８３号
大阪市住吉区清水丘３丁目１番18―1001号
債務者　上所　敏博
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部